

全建労発第85号
令和4年3月8日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等が令和4年2月24日に公布され、職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大等改正が行われ、令和5年4月1日（一部は令和6年4月1日）から施行されることとなった旨、厚生労働省より周知の依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 吉田)